

様式44



194

令和 4 年 7 月 12 日

三重県知事 一見勝之 様

医療法人住所 三重県鈴鹿市住吉一丁目
23番11号

医療法人の名称 医療法人社団吉野クリニック
理事長 吉野 純爾
電話 059 (370) 0008



決 算 届

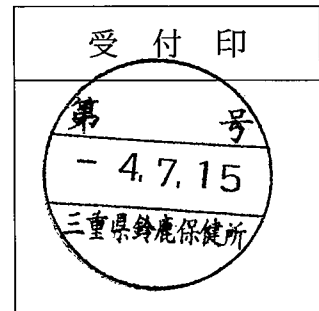
令和3年6月1日から令和4年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部ずつ提出してください。(医療法施行規則第33条の2第1項)
2. 法人事務所での閲覧用として備え置くこと。(医療法第51条の2第1項)



2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 吉野クリニック	三重県鈴鹿市住吉一丁目23番11号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]
介護老人 保健施設	該当なし		

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション	該当なし	
在宅介護支援センター 【市（町、村）から委託を受けて管理】	該当なし	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	該当なし	
料理品小売業	該当なし	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月28日 令和2年度決算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 吉野クリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県鈴鹿市住吉一丁目23番11号

財 産 目 録

(令和4年5月31日現在)

1. 資 産 額	166,033 千円
2. 負 債 額	71,989 千円
3. 純 資 産 額	94,044 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	105,011
B 固 定 資 産	61,022
C 資 産 合 計 (A + B)	166,033
D 負 債 合 計	71,989
E 純 資 産 (C - D)	94,044

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人社団 吉野クリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県鈴鹿市住吉一丁目23番11号

貸借対照表

(令和4年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	105,011	I 流動負債	32,389
II 固定資産	61,022	II 固定負債	39,600
1 有形固定資産	59,348	負債合計	71,989
2 無形固定資産	1,567	純資産の部	
3 その他の資産	107	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	84,044
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	94,044
資産合計	166,033	負債・純資産合計	166,033

様式4-2

法人名 医療法人社団 吉野クリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県鈴鹿市住吉一丁目23番11号

損 益 計 算 書
(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	217,059
2 事業費用	183,838
本来業務事業利益	33,221
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	33,221
II 事業外収益	7,452
III 事業外費用	7
経常利益	40,666
IV 特別利益	1,448
V 特別損失	100,913
税引前当期純損失	△ 58,799
法人税等	72
当期純損失	△ 58,871

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 吉野クリニック
理事長 吉野 純爾 殿

私（注1）は、医療法人社団 吉野クリニックの令和3会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月4日
医療法人社団 吉野クリニック

監事 長谷川 紀子 印

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。